

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称

住所

代表者氏名

電話番号

FAX番号

メールアドレス

株式会社 **タカギ**

〒802-8540

福岡県北九州市小倉南区石田南二丁目4番1号

代表取締役 **高城壽雄**

TEL 093-962-0941 FAX 093-963-5792

fukumoto1838@takagi.co.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 28 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者	✓	22	上牧町 水道事業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者	✓	23	王寺町 水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	川西町 水道事業管理者	✓	24	広陵町 上下水道事業管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 水道事業管理者	✓	18	三宅町 水道事業管理者	✓	25	河合町 水道事業管理者	✓
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	19	田原本町 水道事業管理者	✓	26	吉野町 水道事業管理者	✓
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者	✓	20	高取町 水道事業管理者	✓	27	大淀町 上下水道事業管理者	✓
7	五條市 水道事業管理者	✓	14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	明日香村 水道事業管理者	✓	28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	✓

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

氏名又は名称  
住 所  
代表者氏名

株式会社 **タカギ**  
〒802-8540  
福岡県北九州市小倉南区石田南二丁目4番1号  
代表取締役 **高城壽雄**  
TEL 093-962-0941 FAX 093-963-5792

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	株式会社 タカギ		
住 所	〒802-8540 福岡県北九州市小倉南区石田南二丁目4番1号 TEL 093-962-0941 FAX 093-963-5792		
フリガナ 代表者の氏名	タカギ トシオ 高城 壽雄		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
役員の氏名	代表取締役 <small>タカギ トシオ</small> 高城 壽雄 取締役 <small>シラカワ ユウジ</small> 白川 祐治 取締役 <small>タカギ</small> 高城 いづみ 取締役 <small>タカギ ジュタロウ</small> 高城 寿太郎 取締役 <small>シミズ ヤスシ</small> 清水 恭  監査役 <small>エノモト フミオ</small> 榎本 文雄 取締役 <small>キタハタケ アツシ</small> 北島 敦	代表取締役会長 <small>タカギ トシオ</small> 高城 壽雄 社外取締役 <small>シラカワ ユウジ</small> 白川 祐治 代表取締役社長 <small>タカギ</small> 高城 いづみ 取締役(非常勤) <small>タカギ ジュタロウ</small> 高城 寿太郎 代表取締役専務 <small>シミズ ヤスシ</small> 清水 恭 常務取締役 <small>ハヤシダ ミキヤ</small> 林田 幹也 常務取締役 <small>オオバ ヒロノブ</small> 大庭 裕信 常務取締役 <small>カサイ ヒロアキ</small> 笠井 博明 取締役 <small>イマオカ ヨウスケ</small> 今岡 洋介 監査役 <small>エノモト フミオ</small> 榎本 文雄	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称

住 所

代表者氏名

株式会社 夕力ギ

〒802-8540

福岡県北九州市小倉南区石田南二丁目4番1号

代表取締役 高城壽雄

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

# 履歴事項全部証明書

北九州市小倉南区石田南二丁目4番1号  
株式会社タカギ

会社法人等番号	2908-01-002231	
商号	株式会社タカギ	
本店	北九州市小倉南区大字石田335番地	
	北九州市小倉南区石田南二丁目4番1号	昭和63年 6月 1日住居表示実施
公告をする方法	官報に掲載して行う。	平成18年 9月11日変更
		平成18年11月 1日登記
会社成立の年月日	昭和54年11月8日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 樹脂製品の製造および販売</li> <li>2. 金属製品の製造および販売</li> <li>3. 電子・電気製品の製造および販売</li> <li>4. 水栓・浄水製品の製造および販売</li> <li>5. 散水・給水製品の製造および販売</li> <li>6. 金型の製造および販売</li> <li>7. 化粧品・医薬品・医薬部外品の製造および販売</li> <li>8. 造園・緑化工事ならびに造園・緑化工事に付帯関連する製品の製造および販売</li> <li>9. 水に関連する一切の事業</li> <li>10. 産業廃棄物の処理</li> <li>11. 学習塾の経営</li> <li>12. 託児所の経営</li> <li>13. 前各号に付帯関連する一切の事業</li> </ol> <p style="text-align: right;">平成26年 6月20日変更      平成26年 6月20日登記</p>	
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 樹脂製品の製造および販売</li> <li>2. 金属製品の製造および販売</li> <li>3. 電子・電気製品の製造および販売</li> <li>4. 水栓・浄水製品の製造および販売</li> <li>5. 散水・給水製品の製造および販売</li> <li>6. 金型の製造および販売</li> <li>7. キッチン、浴室、洗面台、トイレ等の水廻りに係る設備機器・器具の製造および販売</li> <li>8. 前1号乃至7号に掲げる製品に係る保守、点検、修理、その他の役務の提供</li> <li>9. 化粧品・医薬品・医薬部外品の製造および販売</li> <li>10. 造園・緑化工事ならびに造園・緑化工事に付帯関連する製品の製造および販売</li> </ol>	

	び販売 11. 水に関連する一切の事業 12. 産業廃棄物の処理 13. 学習塾の経営 14. 託児所の経営 15. 前各号に付帯関連する一切の事業 平成30年 6月29日変更	平成30年 7月10日登記
発行可能株式総数	230万株	平成17年 6月20日変更 平成17年 7月 8日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 99万6000株	平成18年12月26日変更 平成18年12月26日登記
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記 令和 2年12月 9日廃止	令和 2年12月11日登記
資本金の額	金9800万円	平成28年 3月15日変更 平成28年 3月15日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式は、取締役会の承認がなければ譲渡または取得することができない。 平成18年 9月11日設定	平成18年11月 1日登記
役員に関する事項	取締役 高城 壽雄 取締役 高城 壽雄 取締役 高城 壽雄	平成29年 6月30日重任 平成29年 7月 3日登記 令和 1年 6月18日重任 令和 1年 6月21日登記 令和 3年 6月14日重任 令和 3年 6月16日登記

	取締役	<u>高 城 英 一 郎</u>	平成29年 6月30日重任 平成29年 7月 3日登記
	取締役	<u>高 城 英 一 郎</u>	令和 1年 6月18日重任 令和 1年 6月21日登記 令和 2年10月31日辞任 令和 2年11月 4日登記
	取締役	<u>高 城 幹 次 郎</u>	平成29年 6月30日重任 平成29年 7月 3日登記
	取締役	<u>高 城 幹 次 郎</u>	令和 1年 6月18日重任 令和 1年 6月21日登記 令和 2年 9月29日辞任 令和 2年10月 1日登記
	取締役	<u>久 保 忠 志</u>	平成29年 6月30日重任 平成29年 7月 3日登記
	取締役	<u>久 保 忠 志</u>	令和 1年 6月18日重任 令和 1年 6月21日登記 令和 2年 9月28日辞任 令和 2年10月 1日登記
	取締役	<u>清 水 恭</u>	平成29年 6月30日重任 平成29年 7月 3日登記
	取締役	<u>清 水 恭</u>	令和 1年 6月18日重任 令和 1年 6月21日登記
	取締役	清 水 恭 ✓	令和 3年 6月14日重任 令和 3年 6月16日登記

	取締役	<u>北 畠 敦</u>	平成29年 6月30日重任
			平成29年 7月 3日登記
	取締役	<u>北 畠 敦</u>	令和 1年 6月18日重任
			令和 1年 6月21日登記
			令和 3年 6月14日退任
			令和 3年 6月16日登記
	取締役	<u>米 田 康 三</u>	平成29年 6月30日重任
			平成29年 7月 3日登記
	取締役	<u>米 田 康 三</u>	令和 1年 6月18日重任
			令和 1年 6月21日登記
			令和 2年 9月 6日辞任
			令和 2年 9月14日登記
取締役	<u>藤 本 勝</u>	令和 2年 6月23日就任	
		令和 2年 6月25日登記	
		令和 2年 9月10日辞任	
		令和 2年 9月14日登記	
取締役	<u>白 川 祐 治</u>	令和 2年 6月23日就任	
		令和 2年 6月25日登記	
取締役	<u>白 川 祐 治</u>	令和 3年 6月14日重任	
		令和 3年 6月16日登記	
取締役	<u>高 城 い づ み</u>	令和 2年11月 2日就任	
		令和 2年11月 4日登記	
取締役	<u>高 城 い づ み</u>	令和 3年 6月14日重任	
		令和 3年 6月16日登記	

取締役	高城寿太郎	令和 2年11月 2日就任
		令和 2年11月 4日登記
取締役	高城寿太郎	令和 3年 6月14日重任
		令和 3年 6月16日登記
取締役	林田幹也	令和 3年 6月14日就任
		令和 3年 6月16日登記
取締役	大庭裕信	令和 3年 6月14日就任
		令和 3年 6月16日登記
取締役	笠井博明	令和 3年 6月14日就任
		令和 3年 6月16日登記
取締役	今岡洋介	令和 3年 6月14日就任
		令和 3年 6月16日登記
北九州市小倉北区足立二丁目3番1-801号 代表取締役	高城壽雄	平成29年 6月30日重任
		平成29年 7月 3日登記
北九州市小倉北区足立二丁目3番1-801号 代表取締役	高城壽雄	令和 1年 6月18日重任
		令和 1年 6月21日登記
北九州市小倉北区足立二丁目3番1-801号 代表取締役	高城壽雄	令和 3年 6月14日重任
		令和 3年 6月16日登記
北九州市小倉北区足立三丁目1番45-503号 代表取締役	高城英一郎	平成29年 6月30日重任
		平成29年 7月 3日登記
北九州市小倉北区足立三丁目1番45-503号 代表取締役	高城英一郎	令和 1年 6月18日重任
		令和 1年 6月21日登記
北九州市小倉北区足立三丁目1番45-503号 代表取締役	高城英一郎	令和 2年10月31日退任
		令和 2年11月 4日登記
北九州市小倉北区足立二丁目3番1-801号 代表取締役	高城いづみ	令和 3年 6月14日就任
		令和 3年 6月16日登記



北九州市小倉南区石田南二丁目4番1号  
株式会社タカギ

	北九州市小倉北区大手町10番5-1401号 代表取締役 清水 恭	令和 3年 6月14日就任 令和 3年 6月16日登記
	監査役 榎本文雄	平成27年 6月26日重任 平成27年 6月29日登記
	監査役 榎本文雄	令和 1年 6月18日重任 令和 1年 6月21日登記
	非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当社は、会社法第427条の規定により、社外取締役との間に、同法第423条の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 平成23年 6月21日設定 平成23年 6月22日登記
	取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記	
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成14年 8月 1日移記	



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

令和 3年 7月13日  
福岡法務局北九州支局  
登記官

佐藤 賢 司



令和3年7月20日

日本水道協会奈良県支部様 御中

株式会社 タカギ  
お客様サービス部企画管理課  
技術管理統括チーム 福本  
(TEL)093-533-6131  
(FAX)093-533-6168

### 遅延理由書

このたびは指定給水装置工事事業者登録内容に変更があったにも関わらず変更届出書提出につきまして遅延を致しました。下記理由により遅延いたしましたことを深くお詫び申し上げます。

#### 記

- 一、令和3年6月14日に代表者の変更及び役員の変更があり、登記事項証明書を取得するまでに時間を要した。
- 二、現在弊社では472自治体事業者登録しており、すべての自治体へ変更届出書を提出する為、書類の作成、押印に時間を要した。

以上、二点がこの度の変更届出書類送付の遅延理由となります。  
よろしくお願ひ致します。

以上